

## 公的年金の毎月支給を求める意見書

年金の隔月支給が低額の年金受給者の生活を不便にしています。住民税・固定資産税等の納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、また、冠婚葬祭等の臨時の支出があれば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関にかかることさえも我慢して暮らさざるをえません。

年金受給者は年金の削減や医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしています。今後も年金受給者の生活は一層不安なものになると考えられます。

日本における一般的な生活設計は1か月単位が基本です。家賃や光熱費などは毎月支払わなければなりません。先進国の状況を見ても、アメリカ・フランス・ドイツなどは毎月支給。イギリスにおいては毎週支給。もはや毎月支給は「国際標準」であります。

隔月支給になって30年以上が経過しており、社会情勢も大きく変化してきています。市民の生活水準の確保と安定、高齢者の健康管理のためにも、政府に対し、以下の事項の実現を強く求めます。

### 記

- 1 公的年金の支給については、年金受給者の生活安定に資するよう、現行の隔月支給を毎月支給に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

福岡県小郡市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣